

大津圏域サポートセンター整備に関する提言書

1. はじめに

全国各地で国の基金事業「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」（資料1参照）を利用して、24時間のサポート体制を整える動きが出てきている。また、大津市においても24時間のサポート体制の必要性に関して様々な議論がなされている。

2011年度に大津市自立支援協議会にて提言した「誰もが安心して暮らせる住まいの場の提言書」においては誰もが安心して暮らせるホームを作るためにどのような支援体制が必要かプロジェクト会議を立ち上げ検討を行い、ホームにおける緊急時の対応が課題を解決するため、ホームをバックアップするためサポートセンターの設置が必要であると提言した。

また、精神福祉部会でも2011年度に精神障害者の地域生活継続をはかるうえで必要な支援について提言書を作成。その中で、時間外の相談窓口を求めるニーズを解決するために24時間相談ができるサポートセンターの整備を提言した。

そのような中、大津市自立支援協議会では大津市内のサポートセンターの設置の拡充に向けてプロジェクト会議を開催し、センターの機能や体制に関する検討を行った。

2. 提言の背景

大津市障害福祉計画第3期計画において、グループホームやケアホームの整備促進や居住系サービスの受け入れ体制の整備拡充が掲げられている。併せて、精神障害のある人の地域生活や住まいの場所の確保への支援を充実させるための包括的相談支援体制の構築も掲げられている。

また、今年度から自立支援法の改正に伴い、相談支援の体制が強化され、地域相談支援（資料2参照）がスタートし、病院や施設から地域への移行支援と地域での継続した生活を送るための地域定着支援が個別給付化され拡充することになった。

しかし、地域の支援体制やケアの中身はまだまだ脆弱であり、誰もが安心して暮らせる状況にはなっていない。特に24時間365日いつでも相談できる機関や夜間等の緊急時の支援を求めている利用者は多い。また、ホーム等の支援者のフォローを事業所内だけでなく地域全体で行っていくためのシステムの構築、そして地域の関係機関の理解と協力を得られる体制作りも大きな課題となっている。

そこで相談支援を中心に各種福祉サービスを組み合わせたサポートセンターを設置して、24時間365日生活を支援することで、誰もが安心して暮らせる地域を作ることを提言したい。

3. 支援内容

① コールセンターの設置と緊急時の対応

- ・ 利用者に対して職員が交代で24時間365日電話対応し、必要に応じて関係機関との連絡調整及び本人の住まいの場に緊急出動を実施する。
- ・ 緊急時、普段生活している場所で過ごすことが困難な場合、事業所内の居室にてヘルプや日中一時支援を利用して一時的に過ごしてもらう。

② ケアホーム、グループホームへの支援

- ・ ホームのサービス管理責任者と連携を取りながら、夜間等の緊急時対応や利用者間のトラブル及び世話人の相談を24時間体制で支援する。
- ・ ホームを巡回して支援者に対するスーパーバイズを行う。

③ 地域の関係機関との連携強化

- ・ 地域の中にある福祉、医療、教育、警察等の関係機関と連携を取るための会議を開催する。
- ・

4. 支援方法

① 対象者

- ・サポートセンターが対応可能な範囲にて生活されている障害のある方
- ・サポートセンターの支援者が対応可能な範囲内にあるケアホームまたはグループホームで支援を希望する事業所

② 事業体制

- ・サポートセンターの設置に当たっては相談支援、居宅介護、日中一時支援等を組み合わせた上で事業を運営する。また、サポートセンターには独自に緊急時対応等のサポーターを1名配置する。(資料3)
- ・サポートセンターを行う事業所は指定一般相談支援の事業所登録を行い、相談支援専門員及び支援員を確保することを必須とする。
- ・サポーターは相談支援専門員やホームのサービス管理責任者と連携を取りながら、利用者及びホームの状況を把握して、緊急時等の対応に備える。また、地域の関係機関に対しても連携と協力を求める。
- ・サポーターは相談支援専門員またはサービス管理責任者(地域)の研修を受け、地域支援を一定行った経験のある者が従事することを基本とする。他の業務との兼務も可能。
- ・24時間365日支援を提供するため、サポートセンターの支援者が交代で電話を持ち帰るか、事業所に宿直して対応する。

③ 利用方法

- ・サポートセンターの支援を希望する利用者は事前に利用登録を行う。なお、地域定着支援の対象になる方は申請してもらい、制度を利用して緊急時の対応を行う。
- ・サポートセンターのバックアップを希望するホームは事前に法人間で利用に関する契約を締結した上、利用登録を行う。

5. 必要設置箇所数

- ・サポートセンター1箇所ですべて支援できる範囲は車で15分以内と設定する。
- ・大津市内のホームをバックアップすることを考えると、瀬田及び石山地区、膳所地区、坂本地区、堅田及び真野地区の最低4箇所に設置が必要。

6. 課題

- ・ホーム利用者個人にヘルプとして支援に入ることは制度上可能だが、サポートセンターの支援者が他法人のホームに緊急対応で入り、世話人の代わりにホームの利用者複数を同時に対応する場合の制度的な根拠をどう確保するか。
- ・サポートセンターで様々な障害のある方の相談にどこまで対応できるか？例えば精神の方と知的の方では緊急対応の内容も変わってくる。サポートセンターで幅広い相談に対応しようと思うと知的、身体、精神それぞれの分野の支援者を配置するか、センターごとに障害種別をある程度絞って対応した方が良いのではないか。

7. おわりに ～将来構想～

大津市内にサポートセンターが設立されることで、24時間365日いつでも相談できる駆け込み寺の役割を果たし、誰もが安心して生活できる地域を作っていきたい。

また、将来的にはサポートセンターをすこやか相談所と同じく7か所に設置することで大津市内どこの地域に住んでもきめ細やかな支援を受けられる体制を整えていきたい。そのためには委託の相談支援事業所のあり方も検討していく必要がある。

さらに、利用者の健康管理や医療相談等の対応を行うため、看護師の配置も検討が必要である。

(資料1) 厚生労働省

(別紙4) エ 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 (新規)

未定稿

1 事業の目的

入所施設又は病院から地域生活へ移行した障害者など地域に住む障害者が安心して生活を継続するためには、地域の中で様々なサポートを行っていくことが必要である。

様々な既存の社会資源等を組み合わせるなどにより地域生活支援の拠点化を図り、面的な支援体制を構築していくことにより、障害者の安心して地域生活への移行及び安定した地域生活の維持・継続の確保を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対して助成を行う。

(事業のイメージ)

- ・ 既存の相談支援事業、居住サポート事業、ショートステイ、ケアホーム（または宿泊型自立訓練、地域の拠点機能への転換を図る障害者支援施設）等を組み合わせることにより、地域内の事業者や関係機関の連携による24時間サポートのための体制づくり
- ・ 既存の事業間または事業者間の調整を図るためのコーディネーターの配置
- ・ 障害福祉サービスを利用していない地域の障害者（特別支援学校から直接就労した者等）に対する支援体制づくり

(3) 補助単価 1か所あたり0,000千円以内（各都道府県1か所程度）

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 留意事項

次の事項を助成の要件とする。

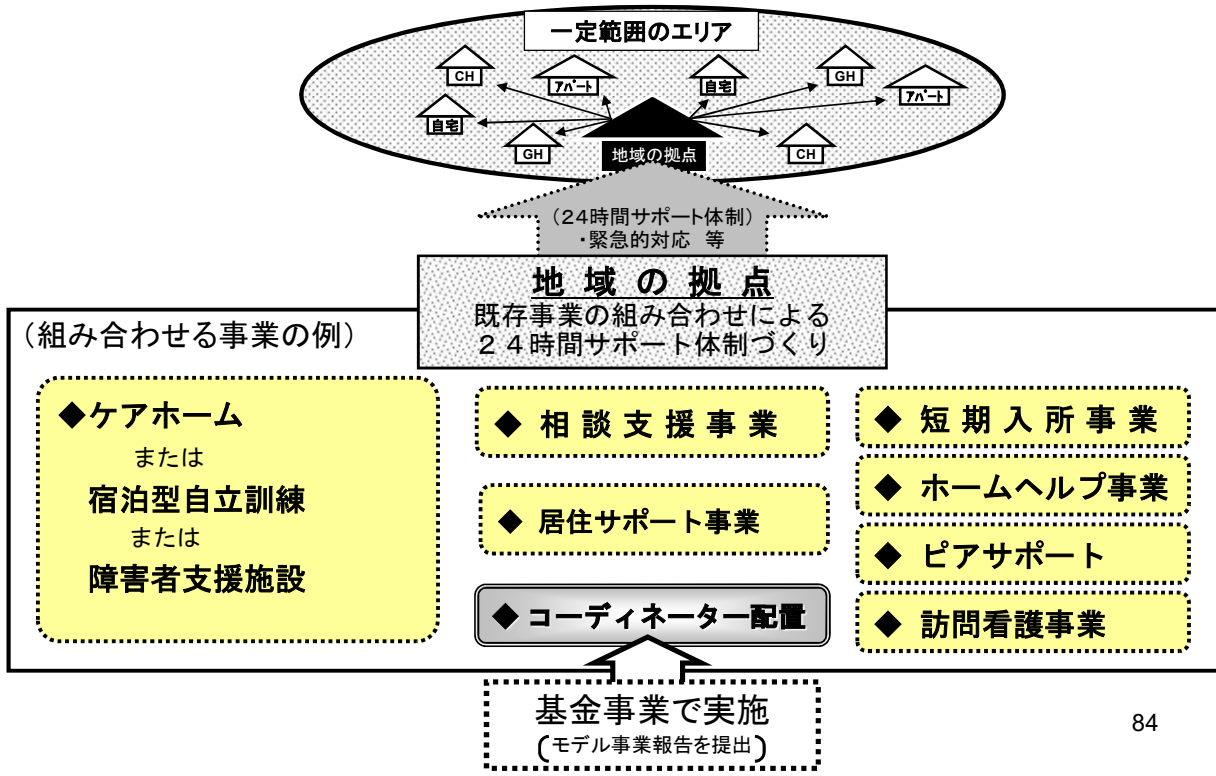
- ① 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会の関与を求めること。
- ② 当該事業の実施後は、モデル事業実施報告を各都道府県へ提出すること。
- ③ 事業者間の調整を図るに当たっては、必要に応じて市町村等も協力を行う。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

85

19

障害者を地域生活を支える体制づくりモデル事業 ～イメージ～



84

(資料2) 厚生労働省

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

- 地域移行支援
施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。
→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
 - 地域定着支援
居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。
→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
- ※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。
- ※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。

